

# 総務文教常任委員会

平成28年2月12日  
総務部 総務課

- 1 平成27年人事院勧告について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 臨時職員（嘱託・日々雇用）の賃金改定について・・・・ P 5

# 1 平成27年人事院勧告について

## I 給与勧告の骨子

### ○本年の給与勧告のポイント

#### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ①民間給与との較差（0.36%）を埋めるため、**俸給表の水準を引き上げる**とともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ②**ボーナスを引上げ（0.1月分）**、民間の支給状況等を踏まえ**勤勉手当に配分**

#### 給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ①地域手当の支給割合の引上げ（**本市は地域手当非該当**）
- ②単身赴任手当の支給額の引上げ

## II 民間給与との較差に基づく給与改定（要約）

### 1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を実地調査（完了率87.7%）

#### <月例給>

公務員と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

#### ○民間給与との較差 1,469円 0.36%

〔行政職(一)…現行給与 408,996円 平均年齢43.5歳〕

〔俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返り分(注) 33円〕

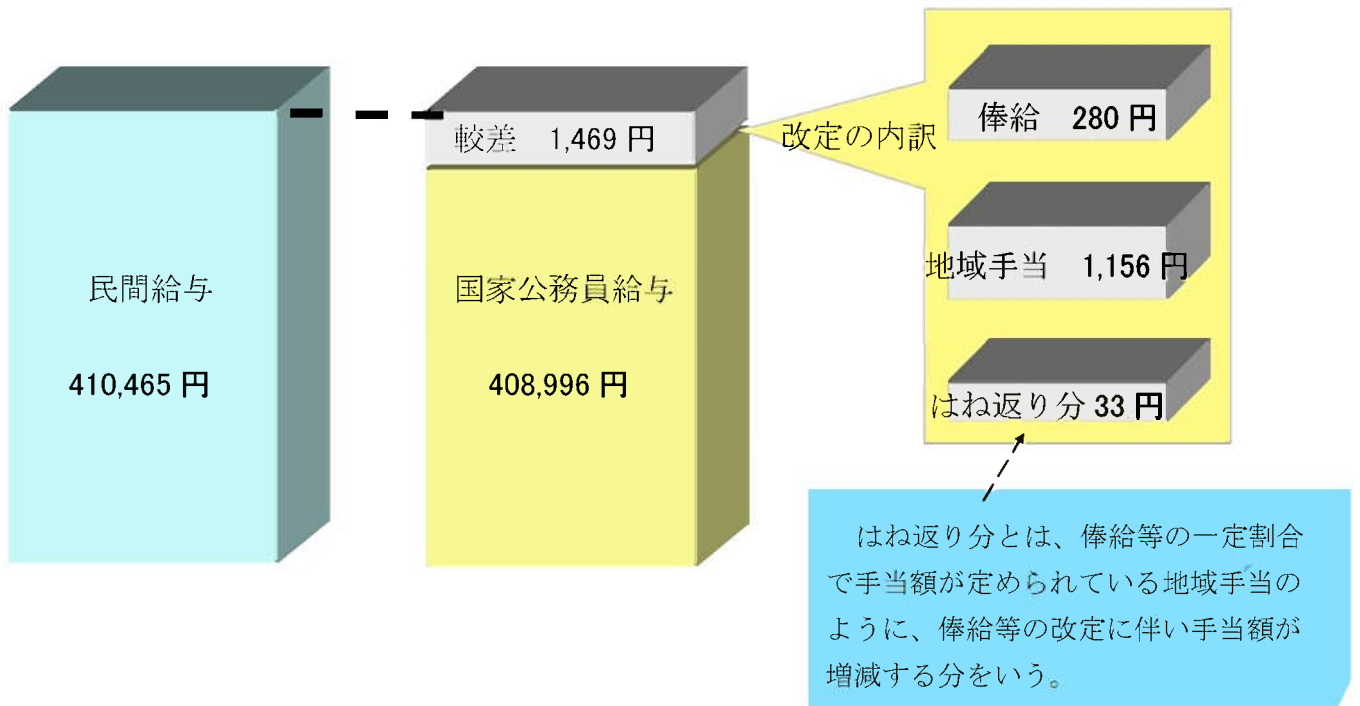
(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

#### <ボーナス>

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務員の年間の支給月数を比較

#### ○民間の支給割合 4.21月（公務員の支給月数 4.10月）

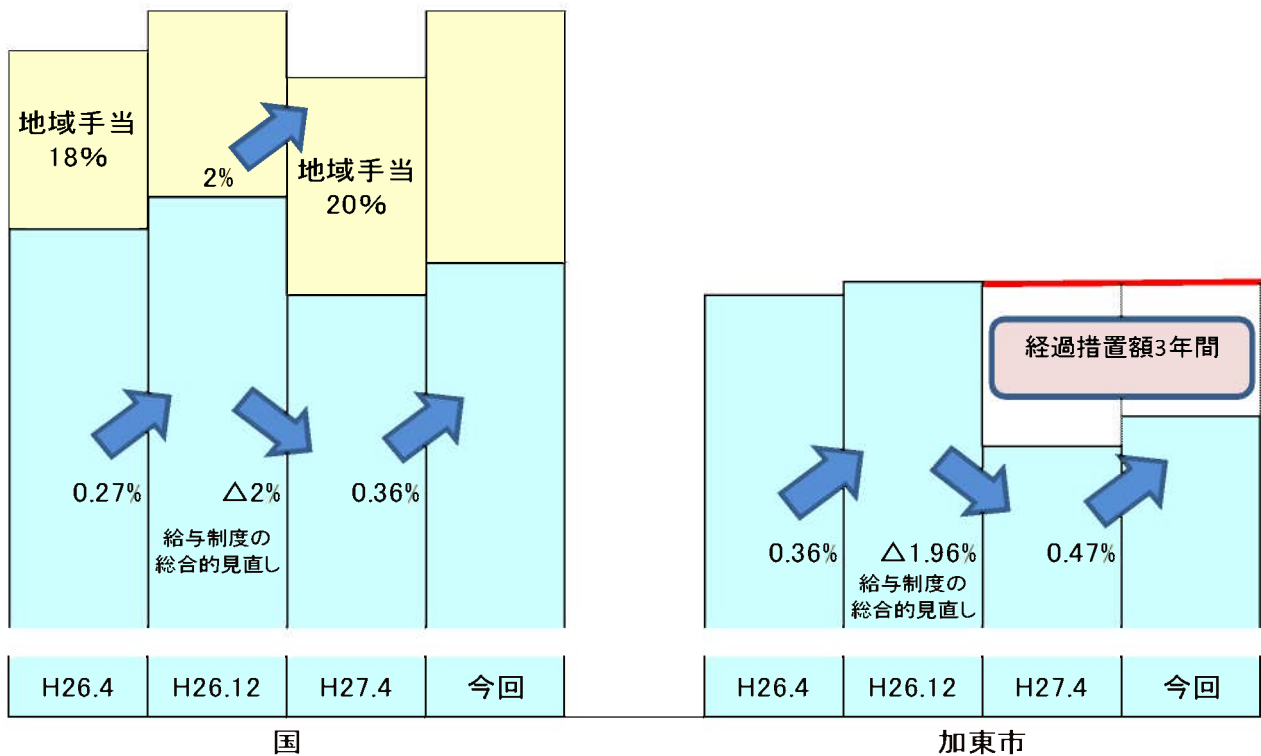
民間給与との較差（国家公務員）



給与勧告の状況

	月例給 勧告率 (%)	特別給（ボーナス）		行政職（一）職員の 平均年間給与	
		年間支給月 (月)	対前年比増 減（月）	増減額 (万円)	率 (%)
平成 18 年度	—	4.45	—	—	—
平成 19 年度	0.35	4.50	0.05	4.2	0.7
平成 20 年度	—	4.50	—	—	—
平成 21 年度	△0.22	4.15	△0.35	△15.4	△2.4
平成 22 年度	△0.19	3.95	△0.20	△9.4	△1.5
平成 23 年度	△0.23	3.95	—	△1.5	△0.2
平成 24 年度	—	3.95	—	—	—
平成 25 年度	—	3.95	—	—	—
平成 26 年度	0.27	4.10	0.15	7.9	1.2
<b>平成 27 年度</b>	<b>0.36</b>	<b>4.20</b>	<b>0.10</b>	<b>5.9</b>	<b>0.9</b>

## 給与制度改革と加東市の状況（月例給比較）



## 2 給与改定の内容と考え方

### <月例給>

#### (1) 俸給表

##### ①行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.36%）

##### ②その他の俸給表

行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

#### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

#### (3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
平成27年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.75月 (支給済み)	0.85月 (現行0.75月)
平成28年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月

3 給与改定に伴う本市の状況

平均給料月額 (一般行政職)

(単位:円、%)

	1.2級	3級	4級	5級	6級	7級
改定前	195,143	267,843	351,149	380,389	401,971	430,831
改定後	197,642	269,309	352,251	381,489	403,071	431,931
改定率	1.28	0.55	0.31	0.29	0.27	0.26

勤勉手当影響額 10,360千円

## 2 臨時職員（嘱託・日々雇用）の賃金改定について

### 1 改定の趣旨（概要）

臨時職員（嘱託・日々雇用）の賃金については、平成22年度以降改定を行っていない。一方で、兵庫県の最低時間単価賃金は、平成22年度の739円から毎年度増額改定が行われ、平成27年度は794円（昨年度比18円増）となり、本市が規定している時間単価賃金との差が縮まってきている。

特に、近年の臨時職員の募集においては、保育士、介護職等の資格職において、応募者が極端に減少しており、民間賃金との格差がその一因と推測される。

よって、必要な人材の確保と臨時職員の処遇改善を目的に賃金改定を行う。

### 2 賃金の改定率及び主な改定内容

#### (1) 嘱託職員

①賃金改定率 平均0.0%～25.3%増額（月給：0円～69,600円増額）

②改定内容（P6～）

- ・臨時職員基本賃金決定基準表の職種を再編する。
- ・保育士の給料表を年齢給から経験給に変更し、認定こども園に対応するため、教諭・幼稚園教諭を保育士と同じ給料表へ変更する。
- ・手話通訳士をその他特殊業務表に変更する。

#### (2) 日々雇用職員

①賃金改定率 平均0.0%～9.4%増額（時給：0円～100円増額）

②改定内容（P9）

- ・再編後の臨時職員基本賃金表をもとに日々雇用職員基本賃金表を再編する。
- ・保育士、教諭、幼稚園教諭、介護福祉士、ホームヘルパーを別枠とし、栄養士を加える。
- ・保健師、看護師、介護支援専門員、認定調査員を別枠とする。

### 3 財政負担

(1) 嘱託職員賃金 7,500千円増額

(2) 日々雇用職員賃金 9,500千円増額

### 4 臨時職員の状況（平成27年10月現在）

(1) 嘱託職員数 90名

(2) 日々雇用職員数 274名

1 嘱託職員賃金

号級	要件	1級(行政事務等) 現:2名			2級(免許学識職) 現:22名			3級(特殊技能労務) 現:17名		
		現行額	改定額	差額	現行額	改定額	差額	現行額	改定額	差額
1	～24歳	141,200	145,700	4,500	148,500	153,000	4,500	148,200	153,000	4,800
2	25歳～29歳	148,500	153,000	4,500	154,400	158,900	4,500	154,100	158,900	4,800
3	30歳～34歳	154,400	158,900	4,500	160,200	164,700	4,500	164,000	168,800	4,800
4	35歳～39歳	160,200	164,700	4,500	166,900	171,400	4,500	172,500	177,300	4,800
5	40歳～44歳	166,900	171,400	4,500	172,200	176,700	4,500	178,200	183,000	4,800
6	45歳～49歳	173,900	178,400	4,500	175,600	180,100	4,500	183,700	188,500	4,800
7	50歳～54歳	175,600	180,100	4,500	177,300	181,800	4,500	186,100	190,800	4,700
8	55歳以上	175,600	181,800	6,200	178,800	183,300	4,500	187,300	192,000	4,700
		平均改定額 4,713			平均改定額 4,500			平均改定額 4,775		
	適用職種等	行政事務員、校務員及び水道施設保守員			国際交流員、家庭児童相談員、生活安全安心相談員、厚生員、埋蔵文化財整理員、人権教育推進員、番組制作員、アフタースクール統括指導員、ファミリーサポートアドバイザー、母子・父子自立支援員、就労支援員、指導主事、広報編集員、相談支援員、技術管理者			看護助手、病院技術員、調理員、運転業務員 ごみ収集業務従事員(8号給)		



4級(保育士等) 現:7名			
号級	改正前		改正後
	要件	現行額	改定額
1	～24歳	152,800	158,900
2	25歳～29歳	158,700	164,700
3	30歳～34歳	166,900	174,000
4	35歳～39歳	173,900	181,800
5	40歳～44歳	177,300	188,600
6	45歳～49歳	180,600	191,700
7	50歳～54歳	182,400	
8	55歳以上	184,200	
適用職種等 保育士、幼稚園教諭			

※4級は号給決定要件が異なるため、改正前後の比較はできません。

号級	要件	5級(訪問介護員等) 現:11名			6級(ケアマネ等) 現:12名			7級(支援相談員) 現:1名			8級(准看護師) 現:1名		
		現行額	改定額	差額	現行額	改定額	差額	現行額	改定額	差額	現行額	改定額	差額
1	経験年数3年未満	173,200	178,400	5,200	199,700	204,900	5,200	209,700	214,900	5,200	179,400	184,600	5,200
2	3年以上7年未満	181,500	186,700	5,200	205,400	210,600	5,200	215,400	220,600	5,200	187,800	193,000	5,200
3	7年以上11年未満	190,000	195,200	5,200	211,300	216,200	4,900	221,300	226,200	4,900	196,500	201,600	5,100
4	11年以上15年未満	197,800	202,900	5,100	217,400	222,300	4,900	227,400	232,300	4,900	201,600	206,700	5,100
5	15年以上20年未満	202,900	207,900	5,000	224,000	228,800	4,800	234,000	238,800	4,800	206,800	211,700	4,900
6	20年以上	205,500	210,400	4,900	227,400	232,200	4,800	237,400	242,200	4,800	209,400	214,300	4,900
		平均改定額 5,100			平均改定額 4,967			平均改定額 4,967			平均改定額 5,067		
適用職種等		介護福祉士、ホームヘルパー 一、社会福祉主事、栄養士			介護支援専門員、障害者支援 専門員、介護認定調査員、社 会福祉士、精神保健福祉士、 臨床心理技術者、保健師			支援相談員			准看護師		

号級	要件	9級(看護師等) 現:1名			10級(助産師) 現:0名			11級(薬剤師) 現:0名			12級(その他医療技術員) 現:1名		
		現行額	改定額	増加額	現行額	改定額	増加額	現行額	改定額	増加額	現行額	改定額	増加額
1	経験年数3年未満	201,100	206,300	5,200	202,500	207,700	5,200	207,400	211,700	4,300	176,100	180,700	4,600
2	3年以上7年未満	206,900	212,100	5,200	208,400	213,300	4,900	220,200	219,100	-1,100	186,100	190,800	4,700
3	7年以上11年未満	212,800	217,700	4,900	214,300	219,200	4,900	233,200	224,500	-8,700	196,000	200,500	4,500
4	11年以上15年未満	219,100	224,000	4,900	220,800	225,700	4,900	249,400	230,200	-19,200	205,700	210,000	4,300
5	15年以上20年未満	225,700	230,500	4,800	227,400	232,200	4,800	262,800	235,300	-27,500	215,400	219,100	3,700
6	20年以上	229,200	233,800	4,600	230,700	235,200	4,500	276,600	239,200	-37,400	220,200	223,200	3,000
		平均改定額 4,933			平均改定額 4,867			平均改定額 -14,933			平均改定額 4,133		
	看護師、保健師(病院)	助産師			薬剤師			作業療法士、理学療法士等薬剤師以外の医療技術員					
	適用職種等	助産師			薬剤師			作業療法士、理学療法士等薬剤師以外の医療技術員					

号級	職種	13級(その他特殊業務) 現:15名		
		現行額	改定額	増加額
1	くらしの相談コーナー職員	27,000	27,000	0
2	用務員	132,300	137,100	4,800
3	経験年数5年以上	144,300	149,100	4,800
4	施設長	185,600	193,200	7,600
5	事務局長	195,600	201,200	5,600
6	競技指導員	250,000	250,000	0
7	建築士	275,000	275,000	0
	手話通訳士	-	275,000	-
8	医師	370,000	370,000	0
		平均改定率額 2,850		

※手話通訳士については、6級(経験年数要件)から13級(特殊業務に位置付け)へ変更することにより、現行額表示を「-」としています。

※赤字は改定により変更になる箇所を示す。

## 2 日々雇用職員賃金

職種	現行額	改定額	差額
事務補助及び校務員	840	860	20
調理員(免許無)、運転手、受付事務(病院外来)及び医師事務補助	920	940	20
図書館司書、調理員(免許有)、厚生員及び介助員	960	980	20
保育士、幼稚園教諭、介護福祉士、ホームヘルパー及び栄養士	960	1,020	60
保健師、看護師、介護支援専門員及び認定調査員	960	1,060	100
登録ヘルパー(身体介護)	1,400	1,400	0
登録ヘルパー(重度訪問介護)	1,300	1,300	0
登録ヘルパー(家事援助)	1,100	1,100	0
アフタースクール支援員(免許有)	1,160	1,160	0
アフタースクール支援員補助(免許無)	950	950	0
スクールアシスタント、キッズアシスタント及び生活指導補助員	1,000	1,020	20
管理栄養士、臨床検査技師及びその他医療技術員	1,420	1,420	0
看護師及び保健師(経験年数3年以上の病院事業部に勤務する者)	1,575	1,575	0
看護師及び保健師(経験年数3年未満の病院事業部に勤務する者)	1,375	1,375	0
夜間専従看護師(経験年数3年以上の病院事業部に勤務する者)	1,960	1,960	0
夜間専従看護師(経験年数3年未満の病院事業部に勤務する者)	1,710	1,710	0
准看護師	1,370	1,370	0
看護助手	920	980	60
体育指導員補助	900	920	20

※赤字は改定により変更になる箇所を示す。